

鳥取市老人福祉施設整備費借入金償還補助金交付要綱

題名一部改正（平成8年2月改正）

別表改正（平成9年9月改正）

別表改正（平成10年11月改正）

別表改正（平成12年4月改正）

別表改正（平成12年12月改正）

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人が本市内に老人福祉施設を設置するために、社会福祉・医療事業団から借り入れた借入金の償還金に対し、予算の範囲内において鳥取市が補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正（平成8年2月改正）

一部改正（平成12年4月改正）

（用語の定義）

第2条 この要綱において、償還利子とは、社会福祉・医療事業団から借り入れた借入金の償還時における利子（延滞金に係るものは含まない。）をいう。

本条追加（平成8年2月改正）

一部改正（平成12年4月改正）

（補助対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、社会福祉法人が、次の各号に掲げる老人福祉施設の施設整備及び設備整備を行う事業とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) ケアハウス
- (3) 老人デイサービスセンター
- (4) 在宅介護支援センター
- (5) 高齢者生活福祉センター
- (6) 老人短期入所施設
- (7) グループホーム

本条追加（平成8年2月改正）

一部改正（平成12年4月改正）

一部改正（平成12年12月改正）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、別表第1欄の前条各号に掲げる事業に応じて、当該事業を行うための施設整備費及び設備整備費の償還利子とし、交付する補助金の額は、それぞれ同表第2欄に掲げる額とする。
ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

一部改正（平成8年2月改正）

一部改正（平成12年4月改正）

（補助金の交付申請）

第5条 本要綱による補助金を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更申請）

第6条 規則第9条の規定に基づき、申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

(補助金帳簿等の整備)

第8条 規則第17条の規定による帳簿には、補助事業についての収入額及び支出額を記載するとともに、収入及び支出の内容を証する書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

第3条から第7条まで2条繰下げ、別表追加(平成8年2月改正)

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成8年2月1日から施行する。
2. 平成8年1月31日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
2. 平成9年9月30日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成10年11月16日から施行する。
2. 平成10年11月15日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
2. 平成12年4月1日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成12年12月19日から施行する。
2. 平成12年12月18日までに補助金の交付決定を受けている事業については、なお従前の例による。

別表

| | |
|---------------------|--|
| 1 第3条第1号から第5号に掲げる事業 | 社会福祉・医療事業団の償還利子の1/2の額と当該経費について県等の補助金の交付が受けられる場合はその補助金の額を控除した額とを比較して少ない方の額。 |
| 2 第3条第6号及び第7号に掲げる事業 | 社会福祉・医療事業団の償還利子の1/4の額と当該経費について県等の補助金の交付が受けられる場合はその補助金の額を控除した額とを比較して少ない方の額。 |

改正（平成10年11月）

一部改正（平成12年4月改正）

一部改正（平成12年12月改正）